

◎新潟県告示第998号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年8月16日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年8月1日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
胎内市住吉町1354番3の内、1354番4の内、1417番の内	5.9	44.95
胎内市住吉町1354番1の内、1354番2の内	転回広場	15.66平方メートル
胎内市住吉町1354番3の内、1354番4の内	転回広場	15.66平方メートル